

獣医療法施行規則第 24 条（広告制限の特例）を改正するための パブリックコメント募集

獣医療広告については、飼育者等を誇大な広告等から保護するため、獣医療法第 17 条において規制されているところですが、近年、獣医師の専門化が急速に進み、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう規制の見直しが進められています。

今般、農林水産省より、獣医療法施行規則第 24 条（広告制限の特例）を改正するため、以下のウェブサイトにおいてパブリックコメントを実施している旨連絡がありました。
実施期間：8/24～9/22

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について」
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003737&Mode=0>
上記ウェブサイトから、「改正の概要」と「考え方」を別添付します。

令和 5 年 10 月 1 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行予定。

本省令改正に伴い、

「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」も改正される予定です。

※現行の法律規則、ガイドラインはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/law.html>

【参考】獣医療法

（広告の制限）

第 17 条 何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下この条において同じ。）又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
- 二 獣医師の学位又は称号

2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、 獣医
事審議会の意見を聴かなければならない。